

下水道事業の事後評価に当たっての評価手法

第1 目的

「下水道事業の事後評価に当たっての評価手法」は、「下水道事業の事後評価実施要領細目」に基づき、事後評価に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等について定めることにより、全国的な事後評価水準の統一、評価に当たっての透明性、客観性及び効率性の向上を図ることを目的とする。

第2 事後評価に係る資料

事後評価の実施に当たり作成する事後評価に係る資料については、以下の内容について別紙に定めるチェックリスト等により作成する。

1. 事業概要

事業概要については、以下に示す項目について記載するものとする。

事業名、事業主体名、処理区域名、処理区域面積、処理施設名、処理方法、処理能力、計画処理人口、事業採択年度、総事業費、新規事業採択時評価結果、再評価結果 等

2. 図面

添付する図面については、以下に示す項目を明記することとする。

処理施設、処理区域、主要な管渠、行政区域 等

3. 事後評価に関する指標

- ①費用効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ②事業の効果の発現状況
- ③事業実施による環境の変化
- ④社会経済情勢の変化
- ⑤今後の事後評価の必要性
- ⑥改善措置の必要性
- ⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

4. その他

経営の概況、P I 等による住民の意見等、その他必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

第3 事後評価に関する指標

1. 整理すべき指標

事後評価に関する指標については、以下に定めるものとする。但し、本項で定める評価指標については、標準的な事例として示すものであり、事後評価の実施に当たり、事後評価の実施主体はこれらの評価指標を参考としながら、個別評価指標を設定することができる。

(1) 費用効果分析の算定基礎となった要因の変化

計画処理人口、下水道施設の建設費・維持管理費、下水道の代替手法としての浄化槽の設置費用・維持管理費用、水路の覆蓋費用等の費用効果分析の算定基礎となる要因の変化。

(2) 事業の効果の発現状況

供用開始区域の接続状況に関して、下水道法第10条第1項に規定する排水設備の設置状況。また、雨水対策を実施している場合は浸水被害の軽減した事例。

更に、汚泥及び処理水のリサイクルや光ファイバーの設置、河川流量の維持等、その他効果が確認できる事項。

当該事業により保全される公共用水域の水質、及び放流水の水質の改善効果。

(3) 事業実施による環境の変化

貴重な生態系・生物種（天然記念物、絶滅危惧種、固有種）の生息状況等。

(4) 社会経済情勢の変化

事業計画の策定に当たり考慮した関連計画（例えば、都市計画のうち市街化区域・用途地域等の指定、工業団地計画、住宅団地計画等）や、関連事業（例えば、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、一般宅地造成事業等）の状況、当該地域における人口フレーム、上水道の水源としての利用状況等。

(5) 今後の事後評価の必要性

上記の（1）から（4）の指標の評価結果を踏まえた上での今後の事後評価の必要性。

(6) 改善措置の必要性

上記の（1）から（4）の指標の評価結果を踏まえた上での改善措置の必要性。

(7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

上記の（1）から（4）の指標の評価結果を踏まえた上での同種事業の計画・調査のあり方及び事業評価手法（新規事業採択時評価、再評価、事後評価）に対する意見等。

2. 評価の際の判断基準、判断する際の考え方等

(1) 費用効果分析の算定基礎となった要因の変化

直近の費用効果分析算定時に使用した計画処理人口、下水道施設の建設費・維持管理費、下水道の代替手法としての浄化槽の設置費用・維持管理費用、水路の覆蓋費用等の算定基礎要因について、現状との比較をして変化の有無を確認する。これらの要因について、大きな変化が認められる場合は、再度、費用効果分析を実施し、その結果について確認する。

(2) 事業の効果の発現状況

処理区域内の接続率について確認する。また、雨水対策を実施している場合は、浸水被害の軽減効果についても確認する。

更に、汚泥及び処理水のリサイクルや光ファイバー設置、河川流量の維持等、その他下水道事業の実施による効果が確認できる事項がある場合は、それらの効果について確認する。

当該事業により保全される公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準について、生活環境の保全に関する環境基準における水質の動向について確認をする。

更に、処理施設からの放流水質について確認をする。

水質について、水質汚濁に係る環境基準値及び放流水の水質に係る計画値を満たしていない場合は、その原因を調査するとともに、必要に応じて改善措置を検討する。

(3) 事業実施による環境の変化

貴重な生態系・生物種（天然記念物、絶滅危惧種、固有種）の生息状況等について確認する。

(4) 社会経済情勢の変化

事業計画の策定に当たり考慮した関連計画（例えば、都市計画のうち市街化区域・用途地域等の指定、工業団地計画、住宅団地計画等）や、関連事業（例えば、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、一般宅地造成事業等）の状況、当該地域における人口フレームの変動、上水道の水源としての利用状況の変化等について確認する。

(5) 今後の事後評価の必要性

上記の（1）から（4）の指標の評価結果を踏まえ、時間の経過による状況改善の見込み等について検討し、再度、事後評価を実施する必要性の有無について検討する。

(6) 改善措置の必要性

上記の（1）から（4）の指標の評価結果を踏まえ、時間の経過による状況改善の見込み等について検討し、新たな改善措置を実施する必要性の有無について検討する。

(7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

上記の（1）から（4）の指標の評価結果を踏まえ、事業計画の策定及びその内容、また新規事業採択時評価や再評価、事後評価の実施手法等に関する見直しについて検討する。

第4 施行期日

本評価手法は、平成16年2月23日より施行する。

下水道事業における事後評価チェックリスト

○事業概要

事業名		事業主体	
事業種別		着手年度	
完了年度		処理区名	
処理施設名			

項目	当初全体計画	変更全体計画	現 状
年 度			
総事業費（億円）			
処理区域面積（ha）			
処理人口（人）			
処理方法			
処理能力（m ³ /日）			

項目		新規採択評価	再評価①	再評価②
過去の評価結果	年度			
	B/C			
	結果			

○評価項目

項目	要因			内容		
				前回の算定時	現状	
①費用効果分析の算定基礎となった要因の変化	便益	共通	処理人口（人）			
		生活環境の改善	水路総延長（m）	大規模		
				中規模		
				小規模		
			覆蓋単価（円/m）	大規模		
				中規模		
				小規模		
		その他				
		トイレの水洗化	浄化槽設置費用（円）	家庭用（単価）		
				公共・事業場		
				観光施設		
			浄化槽維持管理費用（円/年）	家庭用（単価）		
	公共・事業場					
	観光施設					
	その他					
	その他					
	費用	建設費（百万円）	管渠			
			ポンプ場			
			処理場			
		維持管理費（百万円/年）	管渠			
ポンプ場						
処理場						
評価						

項目	内容						
②事業効果 の発現状況	接続率						
	浸水被害軽減効果						
	その他						
	評価						
	放流水質の変化について						
			計画内容	計画値	現状		
	放流水質	BOD					
		SS					
	評価						
	環境基準における水質の変化について						
	水質内容			内容 (mg/l)			
	環境基準点	類型	基準内容	事業実施前 (平成○年度)		現状 (平成○年度)	
				基準値	実測値	基準値	実測値
			BOD				
			SS				
			BOD				
		SS					
評価							
評価							

項目	生態系・生物種の生息状況
③事業実施による環境の変化	評価

項目	内容
④社会経済情勢の変化	評価

項目	総合評価
⑤今後の事後評価の必要性	
⑥改善措置の必要性	
⑦同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し必要性	

事業評価監視委員会の所見

(参考)

○その他、参考資料

項目	内容							
				単位	平成○年度	平成○年度	平成○年度	
経営の概況	収入	雨水分	他会計	百万円				
		汚水分	使用料	百万円				
			他会計	百万円				
	計			百万円				
	支出	雨水分	維持管理費	百万円				
			資本費	百万円				
		汚水分	維持管理費	百万円				
			資本費	百万円				
	計			百万円				
	収入－支出				百万円			
	汚水処理原価				円/・			
	使用料単価				円/・			
	評 価							

※汚水処理原価: 汚水処理費(汚水分の維持管理費と資本費)を年間総有収水量で除した値

※使用料単価: 使用料を年間総有収水量で除した値

項目	内容
PI等による 住民等の意見	
	評 価

項目	内容
その他	
	評 価